

## 定例会中の委員会招集予定表の変更について

### 1 現在の招集予定表の記載方法及び変更の趣旨

現在、定例会中に開催する常任委員会及び特別委員会の招集予定を記載した「招集予定表」には初日の予定を示しており、「審査の都合上、複数の招集日程が必要とされる場合」には、「委員会での決定をもって、次回の委員会の開催及び招集日時等を確定」しています。

このたび、市民の皆様や他の委員会に所属する議員に対して、「いつ」、「どの」議題が委員会で審査されるかをより明確にするために、下記のとおり、招集予定表の記載方法等を変更します。

### 2 新たな招集予定表の記載方法（案）

「審査の都合上、複数の招集日程が必要とされる場合」には、あらかじめ委員長の招集権限により招集日時等を決定し、招集予定表には複数の招集日程を記載するとともに、招集通知につきましても複数の招集日程分を発送することとします。

### 3 変更時期（案）

平成24年第2回定例会に開催する常任委員会等から適用することとします。